

第2回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事要旨

- 1 日 時 平成27年8月5日(水) 15時30分～17時25分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 山内 康弘(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、藤原 茂之、
本間 健二、
欠席委員 開本 浩矢、水越 浩士
(事務局) 戸田副局長兼経営企画部長、盛山大学改革室長、菅澤経営企画部次長兼
総務人事課長、徳岡課長補佐

4 議事等

- (1) 理事長選考規程について
- (2) 理事長任期規程について
- (3) 理事長解任規程について
- (4) その他

【議事等の概要】

(1) 理事長選考規程について

最初に、事務局が他大学の例も参考にして作成した「理事長選考規程(案)」を概観して、全体の構成をイメージした後、まずは主な論点について1回目の審議を行った。

ある程度の方向性は見えてきたが、検討すべき要素が多岐にわたることから、引き続き審議することとした。

《規程案の主な論点と事務局から提示のあった叩き台》

【候補者の選出方法について】

- ①-1 教職員は、3学部等以上の所属教員を含む30人以上の連署(署名は教職員1人につき候補者1人に限る)により、候補者を推薦できる。
- ①-2 教育研究審議会委員は、3人以上の連署(署名は委員1人につき候補者1人に限る)により、候補者を推薦できる。
- ② 経営審議会委員は3人以上の連署(署名は委員1人につき候補者1人に限る)により、①以外の候補者を推薦できる。
- ③ 選考会議委員は、①②以外に候補者を加えることができる。

【教員の意向投票の採否について】

意向投票は実施しない。

《主な意見等》

(候補者の選出方法)

- 教職員推薦は、3学部等以上の所属教員を含むこととあるが、他大学ではそういう例はないようだ。そのような要件を課す必要があるのか。
- 学部等の代表が理事長になるのではないという考えに立つもの。広い視野を持って

人選をしていただきたい。

- 学部等の代表ではないという趣旨では、30人以上の連署というのも妥当なところ。
- 他大学の規定を見ると、選考会議委員による推薦をベースとしているところと、選考会議外からの推薦をベースにしているところがある。本学はどちらに軸足を置くか。
- 選考会議に与えられた責任は重いので、他から推薦のあった候補者の状況により、選考会議が候補者を加えることができることは担保しておくべき。
- 選考会議として候補者を立てると、その候補者が選考に直結することになりかねないので、委員が個人の見識で推薦できるようにしておけばよい。
- 教職員や審議会からの推薦を求める以上、その推薦を尊重して、その中から選考することを基本とし、選考会議委員による推薦は、選考会議としてどうしても候補者の追加が必要と判断する場合の最後の手段とすべき。
- 複数の推薦区分に該当する役員や審議会委員等が、どの区分で推薦を行うこととするかについても、調整が必要。
- 少なくとも選考会議委員は、他の区分では推薦に加わるべきでない。
- 教育研究審議会からの3人以上の連署は少なすぎるのではないか。解任申出の発議案と同じく1/3程度としてはどうか。
- 推薦については、解任のようにハードルを高くする必要はない。
- 経営審議会と比べて教育研究審議会は構成委員数が多いので、連署は5人以上とし、うち3人以上を学部長等とすれば、教職員推薦の3学部等以上ともバランスが取れる。
- 職員については、県からの派遣につき数年で異動するため、責任を持った推薦とする以上、部長級以上の職員に限ってはどうか。

(意向投票の採否について)

- 国立大学では今もかなりのところが意向投票を行っており、本学でも今まで意向投票を行ってきた経緯がある。大学の大きな方向性を左右するような争点がある場合など、いざという時のために、意向投票を残しておいてもいいのではないか。
- 政策を掲げて意向投票をしても、政策を翻すこともでき、リコール制度もないので手段としても余り意味がない。意向投票はデメリットの方が大きいので、意向投票を行わないなら、デメリットを含め、理由をわかりやすく示すことが必要。
- 法人化前の「学長」と法人化後の「理事長」では、ミッションが異なる。経営に重い責任を持つ理事長を選ぶ新たな枠組みが必要。その違いを理解せずに、これまでの感覚で投票を行うという意識は、変える必要がある。

(2) 理事長任期規程について

最初に、事務局が他大学の例も参考にして作成した「理事長任期規程(案)」を概観して、全体の構成をイメージした後、主な論点について1回目の審議を行った。

任期についての選択肢は概ね絞り込んだが、いずれにするかは委員間で意見が分かれているため、引き続き審議することとした。

《規程案の主な論点と事務局から提示のあった叩き台》

【初任及び再任の任期について】

- 案1-1 初任4年+再任2年（最長6年）
- 案1-2 初任4年+再任2年+再任2年（最長8年）
- 案2 初任3年+再任3年（最長6年）

【任期途中で理事長が欠けた場合の後任理事長の任期について】

残任期間とはせず、通常任期とする。

《主な意見等》

（初任及び再任の任期について）

- 初任が4年だと、学部のサイクルを見通して、その中でいかに教育の質を上げていくかということに力を入れることができる。
- 最初の1年間は職務に慣れる期間として必要。それを考えると4年がよい。
- 大きな改革をするには、最短で3年は必要で、4年あった方がよい。
- スピード感を持って職務を遂行してもらうため、初任は3年がよいのではないかと。適性がなかった場合のリスクも小さい。
- 初任が4年だと、再任の2年が惰性的にならないか。その点では、初任3年+再任3年の方がよい気がする。
- 再任の2年が付け足しのようになるなら、更に2年を検討する余地がある。
- 3年あれば、その人の評価は決まるのではないかと。リスクも早めに回避できる。
- 初任4年+再任2年だと、再任時に2年任期と4年任期の候補者を同時に審査することとなるが、適正な審査ができるかどうか。
- 基本は6年間やってもらえる人材を選考するとした場合、再任が適当な場合には、他の候補者の推薦は求めずに再任を決定する方法もあるのではないかと。

（任期途中で理事長が欠けた場合の後任理事長の任期について）

- 任期を残任期間とした場合、残り期間が非常に短い場合に後任を選考するのかという問題がある。1年以内のときは後任を選考しないという大学もあるが、大学運営の観点からは、1年近くトップが不在ということは通用しないのではないかと。
- 委員会の委員のように一斉改選を基本に行う場合や、副学長のように学長の任期を越えて任命できない場合には、残任期間とすることが必要だが、理事長の場合には必要ない。
- 年度途中で任期がスタートすることの弊害も特にないのではないかと。

(3) 理事長解任規程について

最初に、事務局が他大学の例も参考にして作成した「理事長解任規程（案）」を概観して、全体の構成をイメージした後、主な論点について1回目の審議を行った。

発議者の範囲については概ね合意が得られたが、必要な連署数については、理事長候補者の推薦時とのバランスも勘案して更に精査が必要なことから、引き続き審議することとした。

《規程案の主な論点と事務局から提示のあった叩き台》

【解任申出の発議権について】

- ① 選考会議委員の1/3以上からの要求
 - ② 監事（連名）による解任請求
 - ③ 経営審議会委員の1/3以上の連署による解任請求
 - ④ 教育研究審議会委員の1/3以上の連署による解任請求
- があった場合に審議を開始する。

《主な意見等》

- 監事は独任制であり、発議権を付与するのであれば、連名ではなく単独で行えるものとすべき。
- 知事の任命する監事が、単独で発議できるとすることは、やや行き過ぎではないか。
- 監事による発議は、理事長の業績評価を行う立場にあることが理由だが、そもそも理事長の業績評価の方法が確立していない中で、責任を負うのは困難ではないか。
- 監事は案から外してもよいのではないか。
- 審議会委員の連署要件（必要連署数）については、理事長候補者の推薦時の連署要件とのバランスを考慮すべき。
- 一旦就任した理事長を解任するのは重大事案であり、解任請求の連署要件については、理事長候補者の推薦時の連署要件よりもハードルを上げておくべき。
- 連署要件は、割合ではなく、人数で規定してはどうか。

(4) その他

ア パブリックコメントのイメージについて

理事長選考規程、理事長任期規程及び理事長解任規程については、案がある程度固まれば学内外の意見を聴取する方針（学内はパブリックコメント（意見募集）、学外は関係者への個別聴取を想定）であるため、次回以降の具体的方法の検討が円滑に行えるよう、パブリックコメントのイメージについて確認を行った。（形式のみ確認。具体的な内容は次回以降に検討）

《主な意見等》

- パブリックコメント（意見募集）は学内を対象としているのであれば、学内を対象としていることが分かりやすいように表示すべき。
→ 「学内パブリックコメント」と表示する。

イ 次回開催について

第3回の理事長選考会議は、8月18日（火）10時から兵庫県立大学本部棟 2階中会議室で開催することとした。

以上